

収 支 報 告 書

令和3年4月9日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 加藤 慎平



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	66,660	66,660	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	183,877	183,877	
広 報 ・ 広 聴 費	1,531,350	1,531,350	
人 件 費	169,500	169,500	
事 務 ・ 事 務 所 費	628,847	628,847	
支 出 合 計	2,580,234	2,580,234	

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団

加藤 慎平

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ・ 情報サービスの購読	4/1～3/31	時事通信社のインターネット行政情報モニター「iJAMP」を他市事例や官公庁の情報収集のため購読した。
【資料購入費】 ・ 新聞や書籍などの購読	4/1～3/31	市政に関する研究のため、新聞、書籍、それに専門誌を購読した。
【広報・広聴費】 ・ 市政報告の作成と配布	4/1～3/31	市民に対して、市政や議会の報告を行うため、議会ごとの年4回、市政報告を発行し印刷、各家庭に届けるためにポスティングを中区全域に委託して配布した。
【人件費】 ・ 事務員の雇用	4/1～3/31	政務活動の補助などのため、事務員を雇った。
【事務・事務所費】 ・ 事務所の賃借や光熱水費など	4/1～3/31	中区深井中町に事務所を賃借し、家賃や光熱水費などを支払った。
・ 通信費など	4/1～3/31	携帯電話や事務所の固定電話、ポケットWIFIなどを利用した。
・ 備品の購入	4/1～3/31	文具や消耗品のほか、事務所用のパソコンなど備品を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.4.9	4-1		220	-220	文具代	⑨	
R2.4.9	4-2		13,500	-13,720	3月分人件費	⑧	
R2.4.10		810,000		796,280	政務活動費4月5月6月分受け入れ		
R2.4.10	4-3		5,478	790,802	インク代	⑨	
R2.4.10	4-4		2,410	788,392	1月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R2.4.10	4-5		1,387	787,005	2月分携帯電話代	⑨	
R2.4.14	4-6		1,609	785,396	文具代	⑨	
R2.4.15	4-7		2,674	782,722	事務所電話代(2月利用分)	⑨	
R2.4.20	4-8		33,110	749,612	5月分事務所賃借料	⑨	
R2.4.26	4-9		3,882	745,730	朝日新聞購読料	⑥	
R2.4.27	4-10		10,000	735,730	5月・6月分駐車場代	⑨	
月計		810,000	74,270				
累計		810,000	74,270	735,730			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.5.7	5-1		239,697	496,033	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R2.5.7	5-2		292,869	203,164	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R2.5.7	5-3		1,852	201,312	事務所電気代（3月24日～4月20日）	⑨	
R2.5.7	5-4		13,500	187,812	4月分人件費	⑧	
R2.5.9	5-5		3,937	183,875	産経新聞購読料	⑥	
R2.5.11	5-6		2,410	181,465	2月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R2.5.11	5-7		1,384	180,081	3月分携帯電話代	⑨	
R2.5.20	5-8		33,110	146,971	6月分事務所賃借料	⑨	
R2.5.20	5-9		2,614	144,357	事務所電話代（3月利用分）	⑨	
R2.5.20	5-10		92,685	51,672	専門紙購読料	⑥	
R2.5.30	5-11		500	51,172	文具代	⑨	
月計		0	684,558				
累計		810,000	758,828	51,172			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.6.1	6-1		2,541	48,631	事務所電気代（4月21日～5月21日）	⑨	
R2.6.1	6-2		1,494	47,137	事務所水道代（3月11日～5月13日）	⑨	
R2.6.9	6-3		10,500	36,637	5月分人件費	⑧	
R2.6.10	6-4		1,390	35,247	4月分携帯電話代	⑨	
R2.6.10	6-5		3,688	31,559	朝日新聞購読料	⑥	
R2.6.10	6-6		1,815	29,744	インク代	⑨	
R2.6.10	6-7		4,910	24,834	セキュリティソフト代	⑨	
R2.6.10	6-8		2,410	22,424	3月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R2.6.12	6-9		3,552	18,872	事務所電話代（4月利用分）	⑨	
R2.6.19	6-10		33,110	-14,238	7月分事務所賃借料	⑨	
R2.6.25	6-11		2,797	-17,035	事務所電気代（5月22日～6月21日）	⑨	
R2.6.25	6-12		10,000	-27,035	7月・8月分駐車場代	⑨	
月計		0	78,207				
累計		810,000	837,035	-27,035			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.7.4	7-1		3,355	-30,390	インク代	⑨	
R2.7.9	7-2		13,500	-43,890	6月分人件費	⑧	
R2.7.10		810,000		766,110	政務活動費7月8月9月分受け入れ		
R2.7.10	7-3		3,741	762,369	産経新聞購読料	⑥	
R2.7.10	7-4		3,688	758,681	朝日新聞購読料	⑥	
R2.7.10	7-5		16,500	742,181	情報サービス購読料(7月~9月分)	①	
R2.7.10	7-6		2,410	739,771	4月分ポケットw i f i利用料	⑨	
R2.7.10	7-7		1,387	738,384	5月分携帯電話代	⑨	
R2.7.16	7-8		3,809	734,575	事務所電話代(5月利用分)	⑨	
R2.7.21	7-9		33,110	701,465	8月分事務所賃借料	⑨	
R2.7.30	7-10		2,062	699,403	事務所電気代(6月22日~7月20日)	⑨	
R2.7.30	7-11		874	698,529	事務所水道代(5月14日~7月9日)	⑨	
R2.7.30	7-12		5,148	693,381	名刺代	⑦	
月計		810,000	89,584				
累計		1,620,000	926,619	693,381			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2. 8. 6	8-1		12,000	681,381	7月分人件費	⑧	
R2. 8. 11	8-2		3,741	677,640	産経新聞購読料	⑥	
R2. 8. 11	8-3		3,882	673,758	朝日新聞購読料	⑥	
R2. 8. 11	8-4		2,410	671,348	5月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R2. 8. 11	8-5		1,382	669,966	6月分携帯電話代	⑨	
R2. 8. 18	8-6		3,000	666,966	事務所電話代（6月利用分）	⑨	
R2. 8. 20	8-7		33,110	633,856	9月分事務所賃借料	⑨	
R2. 8. 25	8-8		3,797	630,059	事務所電気代（7月21日～8月24日）	⑨	
月計		0	63,322				
累計		1,620,000	989,941	630,059			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.9.2	9-1		10,000	620,059	9月・10月分駐車場代	⑨	
R2.9.8	9-2		121,869	498,190	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R2.9.8	9-3		209,277	288,913	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R2.9.10	9-4		2,614	286,299	事務所電話代（7月利用分）	⑨	
R2.9.10	9-5		9,000	277,299	8月分人件費	⑧	
R2.9.10	9-6		2,410	274,889	6月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R2.9.10	9-7		1,384	273,505	7月分携帯電話代	⑨	
R2.9.10	9-8		16,500	257,005	情報サービス購読料（10月～12月分）	①	
R2.9.10	9-9		3,882	253,123	朝日新聞購読料	⑥	
R2.9.10	9-10		3,937	249,186	産経新聞購読料	⑥	
R2.9.22	9-11		323	248,863	事務用品	⑨	
R2.9.24	9-12		2,422	246,441	事務所電気代（8月25日～9月23日）	⑨	
R2.9.25	9-13		33,110	213,331	10月分事務所賃借料	⑨	
R2.9.29	9-14		922	212,409	事務所水道代（7月10日～9月9日）	⑨	
月計		0	417,650				
累計		1,620,000	1,407,591	212,409			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2. 10. 6	10-1		3, 295	209, 114	事務所電話代(8月利用分)	⑨	
R2. 10. 8	10-2		12, 000	197, 114	9月分人件費	⑧	
R2. 10. 9		810, 000		1, 007, 114	政務活動費10月11月12月分受け入れ		
R2. 10. 12	10-3		2, 410	1, 004, 704	7月分ポケットw i f i利用料	⑨	
R2. 10. 12	10-4		1, 379	1, 003, 325	8月分携帯電話代	⑨	
R2. 10. 12	10-5		3, 882	999, 443	朝日新聞購読料	⑥	
R2. 10. 12	10-6		3, 937	995, 506	産経新聞購読料	⑥	
R2. 10. 13	10-7		192	995, 314	文具代	⑨	
R2. 10. 20	10-8		33, 110	962, 204	11月分事務所賃借料	⑨	
R2. 10. 29	10-9		1, 549	960, 655	事務所電気代(9月24日~10月21日)	⑨	
月計		810, 000	61, 754				
累計		2, 430, 000	1, 469, 345	960, 655			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.11.5	11-1		10,000	950,655	11月・12月分駐車場代	⑨	
R2.11.5	11-2		122,067	828,588	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R2.11.5	11-3		209,277	619,311	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R2.11.10	11-4		2,713	616,598	事務所電話代 (9月利用分)	⑨	
R2.11.10	11-5		19,500	597,098	10月分人件費	⑧	
R2.11.10	11-6		2,410	594,688	8月分ポケットwifi利用料	⑨	
R2.11.10	11-7		1,378	593,310	9月分携帯電話代	⑨	
R2.11.10	11-8		5,830	587,480	書籍代	⑥	
R2.11.10	11-9		4,070	583,410	書籍代	⑥	
R2.11.10	11-10		3,882	579,528	朝日新聞購読料	⑥	
R2.11.10	11-11		3,937	575,591	産経新聞購読料	⑥	
R2.11.20	11-12		33,110	542,481	12月分事務所賃借料	⑨	
R2.11.24	11-13		1,510	540,971	事務所電気代 (10月22日～11月23日)	⑨	
R2.11.26	11-14		6,077	534,894	地図代 (堺市中区)	⑨	
月計		0	425,761				
累計		2,430,000	1,895,106	534,894			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R2.12.1	12-1		1,494	533,400	事務所水道代(9月10日~11月10日)	⑨	
R2.12.8	12-2		2,644	530,756	事務所電話代(10月利用分)	⑨	
R2.12.10	12-3		16,500	514,256	11月分人件費	⑧	
R2.12.10	12-4		2,410	511,846	9月分ポケットwifi利用料	⑨	
R2.12.10	12-5		1,377	510,469	10月分携帯電話代	⑨	
R2.12.10	12-6		16,500	493,969	情報サービス購読料(1月~3月分)	①	
R2.12.10	12-7		3,882	490,087	朝日新聞購読料	⑥	
R2.12.10	12-8		3,937	486,150	産経新聞購読料	⑥	
R2.12.21	12-9		33,110	453,040	1月分事務所賃借料	⑨	
R2.12.21	12-10		202	452,838	日用品代	⑨	
R2.12.22	12-11		10,000	442,838	1月・2月分駐車場代	⑨	
R2.12.23	12-12		1,665	441,173	事務所電気代(11月24日~12月20日)	⑨	
月計		0	93,721				
累計		2,430,000	1,988,827	441,173			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.1.7	1-1		18,000	423,173	12月分人件費	⑧	
R3.1.8		810,000		1,233,173	政務活動費1月2月3月分受け入れ		
R3.1.12	1-2		2,614	1,230,559	事務所電話代 (11月利用分)	⑨	
R3.1.12	1-3		2,410	1,228,149	10月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R3.1.12	1-4		1,377	1,226,772	11月分携帯電話代	⑨	
R3.1.12	1-5		3,882	1,222,890	朝日新聞購読料	⑥	
R3.1.12	1-6		3,937	1,218,953	産経新聞購読料	⑥	
R3.1.20	1-7		33,110	1,185,843	2月分事務所賃借料	⑨	
R3.1.26	1-8		2,705	1,183,138	事務所電気代 (12月21日～1月24日)	⑨	
R3.1.26	1-9		1,494	1,181,644	事務所水道代 (11月11日～1月7日)	⑨	
月計		810,000	69,529				
累計		3,240,000	2,058,356	1,181,644			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 2. 4	2-1		2,624	1,179,020	事務所電話代 (12月利用分)	⑨	
R3. 2. 9	2-2		121,869	1,057,151	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R3. 2. 9	2-3		209,277	847,874	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R3. 2. 10	2-4		16,500	831,374	1月分人件費	⑧	
R3. 2. 10	2-5		2,410	828,964	11月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R3. 2. 10	2-6		1,381	827,583	12月分携帯電話代	⑨	
R3. 2. 10	2-7		3,882	823,701	朝日新聞購読料	⑥	
R3. 2. 10	2-8		3,937	819,764	産経新聞購読料	⑥	
R3. 2. 10	2-9		31,061	788,703	ノートパソコン代	⑨	
R3. 2. 22	2-10		33,110	755,593	3月分事務所賃借料	⑨	
R3. 2. 24	2-11		2,233	753,360	事務所電気代 (1月25日～2月19日)	⑨	
R3. 2. 24	2-12		10,000	743,360	3・4月分駐車場代	⑨	
月計		0	438,284				
累計		3,240,000	2,496,640	743,360			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.3.9	3-1		2,625	740,735	事務所電話代 (1月利用分)	⑨	
R3.3.10	3-2		15,000	725,735	2月分人件費	⑧	
R3.3.10	3-3		2,410	723,325	12月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R3.3.10	3-4		1,386	721,939	1月分携帯電話代	⑨	
R3.3.10	3-5		3,882	718,057	朝日新聞購読料	⑥	
R3.3.10	3-6		3,937	714,120	産経新聞購読料	⑥	
R3.3.10	3-7		16,500	697,620	情報サービス購読料 (4月～6月分)	①	
R3.3.17	3-8		1,100	696,520	文具代	⑨	
R3.3.22	3-9		33,110	663,410	4月分事務所賃借料	⑨	
R3.3.23	3-10		1,490	661,920	事務所電気代 (2月20日～3月21日)	⑨	
R3.3.28	3-11		660	661,260	視察先駐車場代	①	
R3.3.30	3-12		1,494	659,766	事務所水道代 (1月8日～3月10日)	⑨	
月計		0	83,594				
累計		3,240,000	2,580,234	659,766			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会 堺市議会議員団
加藤 慎子

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	令和元年8月20日 ~ 令和2年3月31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動	
按分	50 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3 時間 (週勤務時間数) 6 時間
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考	固定の勤務時間は週2日6時間ですが、必要に応じて、労働時間を増やす合意をしております。	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日	[Redacted]
氏 名	[Redacted]		[Redacted]
現 住 所	[Redacted]	TEL	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元 年 8 月 20 日から 令和2 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市中区深井中町 761-16 加藤慎平事務所内		
仕事内容	政務活動にかかわる補助や書類作成、政党や後援会活動業務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 2 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで 週 2 日 (必要に応じて勤務時間が増加有り)		
休 日	土、日、祝、年末年始		
給与 (賃金)	時給 1000 円		
給与支払	毎月末日締め翌 10 日支払い		
給与振込先	現金支給		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
令和元 年 8 月 14 日			
雇用者 加藤 慎平			
被雇用者 [Redacted]			

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会 堺市議会議員団
加藤 慎子

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	令和元年8月20日 ~ 令和2年3月31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	50 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3 時間 (週勤務時間数) 6 時間 <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考	固定の勤務時間は週2日6時間ですが、必要に応じて、労働時間を増やす合意をしております。	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日	[Redacted]
氏 名	[Redacted]		[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]	TEL	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和元 年 8 月 20 日から 令和2 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市中区深草中町 76-16 加藤慎平事務所内		
仕事内容	政務活動にかかわる補助や書類作成、政党や後援会活動の業務		
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 2 時 00 分から 午前・ 午後 5 時 00 分まで 週 2 日 (必要に応じて勤務時間が増加有り)		
休 日	土、日、祝、年末年始		
給与 (賃金)	時給 1000 円		
給与支払	毎月末日締め翌 10 日支払い		
給与振込先	現金支給		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
令和元 年 8 月 14 日			
雇用者 加藤 慎平 			
被雇用者 [Redacted] 			

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町761-16 加藤慎平事務所 など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午後 2 時00分から午後 5 時00分まで 週2日程度 ()	
休 日	土日祝、お盆(8月13日~16日)、年末年始	
給与(賃金)	時給 1000円	
給与支払	毎月末締め 翌月10日払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2020年 3 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 加藤 慎平 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED]	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2020年4月1日～2021年3月31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動	
按分	50%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3時間 (週勤務時間数) 6時間 <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2020年10月1日～2021年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	9時間/週 (1日3時間×3日/週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 4.5時間</u> (週勤務時間数) 9時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	※2020年10月より勤務日数を週1日、3時間増やすこととした。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2020年10月1日から 2021年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町761-16 加藤慎平事務所 など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時00分から午後 5 時00分まで 週3日程度 ※火曜・木曜は午後2時～午後5時、水曜は午前9時から正午まで勤務。	
休 日	土日祝、お盆（8月13日～16日）、年末年始	
給与（賃金）	時給 1000円	
給与支払	毎月末締め 翌月10日払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2020年 9 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 加藤 慎平 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

令和
出勤簿(2年3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日	火	14:00	17:00	3:00	:	
4日		:	:	:	:	
5日	木	14:00	17:00	3:00	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日	火	14:00	17:00	3:00	:	
11日		:	:	:	:	
12日	木	14:00	17:00	3:00	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日	火	14:00	17:00	3:00	:	
18日		:	:	:	:	
19日	木	14:00	17:00	3:00	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	火	14:00	17:00	3:00	:	
25日		:	:	:	:	
26日	木	14:00	17:00	3:00	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日	火	14:00	17:00	3:00	:	
合計				27:00	:	
出勤日数				9	日	



令和
出勤簿(2年4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	木	14:00	17:00	3:00	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日	火	14:00	17:00	3:00	:	
8日		:	:	:	:	
9日	木	14:00	17:00	3:00	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	火	14:00	17:00	3:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日	木	14:00	17:00	3:00	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日	火	14:00	17:00	3:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日	木	14:00	17:00	3:00	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日	火	14:00	17:00	3:00	:	
29日		:	:	:	:	
30日	木	14:00	17:00	3:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				27:00	:	
出勤日数				9	日	



令和
出勤簿 (2年 5月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日	木	14:00	17:00	3:00	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日	火	14:00	17:00	3:00	:	
13日		:	:	:	:	
14日	木	14:00	17:00	3:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	火	14:00	17:00	2:00	:	
20日		:	:	:	:	
21日	木	14:00	17:00	3:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日	火	14:00	17:00	3:00	:	
27日		:	:	:	:	
28日	木	14:00	17:00	3:00	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				19:00	:	
出勤日数				7	日	

確認印



出勤簿 (令和 2 年 6 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	火	14:00	17:00	3:00	:	
3日		:	:	:	:	
4日	木	14:00	17:00	3:00	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日	火	14:00	17:00	3:00	:	
10日		:	:	:	:	
11日	木	14:00	17:00	3:00	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日	火	14:00	17:00	3:00	:	
17日		:	:	:	:	
18日	木	14:00	17:00	3:00	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日	火	14:00	17:00	3:00	:	
24日		:	:	:	:	
25日	木	14:00	17:00	3:00	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日	火	14:00	17:00	3:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				27:00	:	
出勤日数				9	日	



令和
出勤簿(2年7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	水	14:00	17:00	3:00	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日	火	14:00	17:00	3:00	:	
8日		:	:	:	:	
9日	木	14:00	17:00	3:00	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日	火	14:00	17:00	3:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日	水	14:00	17:00	3:00	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日	火	14:00	17:00	3:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日	火	14:00	17:00	3:00	:	
29日		:	:	:	:	
30日	木	14:00	17:00	3:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				24:00	:	
出勤日数				8	日	



出勤簿 (令和 2 年 8 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日	火	14:00	17:00	3:00	:	
5日		:	:	:	:	
6日	木	14:00	17:00	3:00	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日	火	14:00	17:00	3:00	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日	火	14:00	17:00	3:00	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日	火	14:00	17:00	3:00	:	
26日		:	:	:	:	
27日	木	14:00	17:00	3:00	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				18:00	:	
出勤日数				6	日	



出勤簿 (令和2年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	14:00	17:00	3:00	:	
2日		:	:	:	:	
3日	木	14:00	17:00	3:00	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日	火	14:00	17:00	3:00	:	
9日		:	:	:	:	
10日	木	14:00	17:00	3:00	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日	火	14:00	17:00	3:00	:	
16日		:	:	:	:	
17日	木	14:00	17:00	3:00	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	木	14:00	17:00	3:00	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日	火	14:00	17:00	3:00	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				24:00	:	
出勤日数				8 日		



令和
出勤簿(2年10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	14:00	17:00	3:00	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日	火	14:00	17:00	3:00	:	
7日	水	9:00	12:00	3:00	:	
8日	木	14:00	17:00	3:00	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日	火	14:00	17:00	3:00	:	
14日	水	9:00	12:00	3:00	:	
15日	木	14:00	17:00	3:00	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日	火	14:00	17:00	3:00	:	
21日	水	9:00	12:00	3:00	:	
22日	木	14:00	17:00	3:00	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日	火	14:00	17:00	3:00	:	
28日	水	9:00	12:00	3:00	:	
29日	木	14:00	17:00	3:00	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				39:00	:	
出勤日数				13	日	



令和
出勤簿(2年11月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日	水	9:00	12:00	3:00	:	
5日	木	14:00	17:00	3:00	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日	火	14:00	17:00	3:00	:	
11日	水	9:00	12:00	3:00	:	
12日	木	14:00	17:00	3:00	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日	火	14:00	17:00	3:00	:	
18日	水	9:00	12:00	3:00	:	
19日	木	14:00	17:00	3:00	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	火	14:00	17:00	3:00	:	
25日	水	9:00	12:00	3:00	:	
26日	木	14:00	17:00	3:00	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				33:00	:	
出勤日数				11	日	



令和
出勤簿(2年12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	14:00	17:00	3:00	:	
2日	水	9:00	12:00	3:00	:	
3日	木	14:00	17:00	3:00	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日	火	14:00	17:00	3:00	:	
9日	水	9:00	12:00	3:00	:	
10日	木	14:00	17:00	3:00	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日	火	14:00	17:00	3:00	:	
16日	水	9:00	12:00	3:00	:	
17日	木	14:00	17:00	3:00	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日	火	14:00	17:00	3:00	:	
23日	水	9:00	12:00	3:00	:	
24日	木	14:00	17:00	3:00	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				36:00	:	
出勤日数				12	日	



令和
出勤簿(3年1月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日	火	14:00	17:00	3:00	:	
6日	水	9:00	12:00	3:00	:	
7日	木	14:00	17:00	3:00	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日	火	14:00	17:00	3:00	:	
13日	水	9:00	12:00	3:00	:	
14日	木	14:00	17:00	3:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	火	14:00	17:00	3:00	:	
20日	水	9:00	12:00	3:00	:	
21日	木	14:00	17:00	3:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日	火	14:00	17:00	3:00	:	
27日	水	9:00	12:00	3:00	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				33:00	:	
出勤日数				11	日	



令和
出勤簿(3年2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日	火	14:00	17:00	3:00	:	
3日	水	9:00	12:00	3:00	:	
4日	木	14:00	17:00	3:00	:	
5日		:	:	:	:	
6日		:	:	:	:	
7日		:	:	:	:	
8日		:	:	:	:	
9日	火	14:00	17:00	3:00	:	
10日	水	9:00	12:00	3:00	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日		:	:	:	:	
14日		:	:	:	:	
15日		:	:	:	:	
16日	火	14:00	17:00	3:00	:	
17日	水	9:00	12:00	3:00	:	
18日	木	14:00	17:00	3:00	:	
19日		:	:	:	:	
20日		:	:	:	:	
21日		:	:	:	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日	水	9:00	12:00	3:00	:	
25日	木	14:00	17:00	3:00	:	
26日		:	:	:	:	
27日		:	:	:	:	
28日		:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				30:00	:	
出勤日数				10	日	



建物賃貸借契約書

(事業用)

令和元年 5月 / 日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 64,800円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 関西みらい銀行 深井支店
共益費	月額 0円		預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 [REDACTED] フリガナ [REDACTED]

(4) 保証金

礼金	[REDACTED]円	敷金	[REDACTED]円
----	-------------	----	-------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 同上 氏名 同上	TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
(本人)	加藤 慎平		
家族又は従業員・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府寝屋川市 [REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	年齢 [REDACTED]歳
	職業	[REDACTED]	借主との関係 [REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条

甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

第2条

賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。

2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条

賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。

5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。

4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条

乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せし

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。

(2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。

(3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。

(4)乙または連帯保証人が死亡したとき。

(5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。

(6)本物件を毀損または滅失したとき。

(7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第 3 条の賃料等の支払義務
 - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第 1 条の使用目的遵守義務
 - (2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の3ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の3ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

一 現状有姿とする、

以上

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以上

令和元年5月1日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

令和元年 5月 / 日

甲 (貸貸人)

住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
(Tel. [redacted])

乙 (賃借人)

住所 堺市 [redacted]
氏名 加藤 順平
(Tel. 072-270-1179)

連帯保証人

住所 大阪府 寝屋川市 [redacted]
氏名 [redacted]
(Tel. [redacted])

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(9)第28015号
事務所所在地 大阪府堺市中区東山218-6
商号(名称) 堺南ハウジング
代表者氏名 篠田康寛
宅地建物取引士 登録番号 (大阪)第 [redacted] 号
氏名 [redacted]

媒介業者

令和元年5月1日

賃貸建物《

》

賃貸人

殿

賃借人

住所

氏名

印

(印)

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《深井中町店舗入口 ^{2本} (2号 号室) を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵 計4 個 (鍵 No. 2枚) を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

消費税改正によるお知らせ

加藤慎平 様

貸主

■ 物件名 深井中町店舗

平素は上記当物件をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2019年10月1日(火)より施行される、消費税法改正に基づきましてご案内申し上げます。

消費税改正に伴い、2019年10月1日より消費税が変更となります。9月末日にご入金していただく10月分の賃料より、下記の通りお振込み下さいます様に、よろしくごお願い申し上げます。

記

	現行賃料	改定賃料 (令和元年10月分より)
賃料	60,000 円	60,000 円
消費税	4,800 円	6,000 円
計	64,800 円	66,000 円

令和元年9月10日

以上

堺市中区東山218-6
堺南ハウジング
TEL 072-234-5000

駐車場賃貸借契約書

令和 / 年 5 月 2 / 日

賃貸人	住所	堺市 [REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	堺市 [REDACTED]	印鑑	
	氏名	加藤 慎平		

1	場所	堺市中区深井北町 757-29			
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]			
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
		日産 クリッパー	[REDACTED]		
4	賃 料	一ヶ月	支払方法	特約	2ヶ月分滞納の ときは無催告解除
		10,000円	当月末翌月前納		
5	期 間	自 令和 / 年 5 月 / 日	満 年間	特約	更新可
		至 年 月 日			
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 / ヶ月前予告 解約可能 賃借人 / ヶ月前予告			
9	保証金	金 [REDACTED] 円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還 [REDACTED]		
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

[複製禁止]

223716-2 61.646